

(趣旨)

第1条 この計画は、鯖江・丹生消防組合警防規程(平成9年消防本部訓令第1号。以下「規程」という。)に基づき鯖江・丹生消防組合救急業務要綱(平成14年消防本部訓令第3号。以下「要綱」という。)に定められた第2条第4項の多数の傷病者が発生した場合(以下「集団救急事故」という。)について必要な事項を定める。

(対象災害)

第2条 この計画の対象とする災害の種別は、次のとおりとする。

- (1) 地震、山崩れ、雪崩等の自然災害事故
- (2) 電車、航空機、自動車等の大規模交通事故
- (3) 危険物、ガス、毒劇物、放射性物質等の爆発、流失、漏洩等の事故
- (4) 大規模建築物、工作物等の倒壊事故
- (5) その他、人為的原因または自然現象に起因して集団的に傷病者が発生する事故

(災害規模)

第3条 この計画の対象とする災害の規模は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者が10人以上発生した場合
- (2) 救急隊3隊以上を集中的に運用する必要がある場合
- (3) その他、消防長が必要と認める場合

(活動の原則)

第4条 規程および要綱によるほか、関係機関と連絡を密接にし傷病者の効率的な救護にあたりとともに、傷病者の適切なトリアージを行い、重傷者を最優先として必要な応急処置を施した後、それぞれの症状に適応した医療機関へ迅速かつ安全に搬送することを原則とする。出動する救急隊数等は集団救急出動計画による。

(最先着隊による措置)

第5条 最先着隊は、現場活動を迅速かつ的確に実施するため、原則として次の各号により必要な措置を行うものとする。

- (1) 傷病者の救出、救護
- (2) 災害の状況の即報(災害発生場所、発生原因、傷病者および要救助者の数等)
- (3) 二次災害発生危険の有無の確認
- (4) 必要とする隊、資機材の応援要請
- (5) 災害現場における警戒区域の設定および後続救急隊の進入、退出路の確保
- (6) 状況に応じた救護所の設定
- (7) 傷病者の症状区分、搬送順位等のトリアージ活動

(現場指揮本部)

第6条 最先着隊は、災害の状況により第3条の規定に該当すると認める場合、指揮隊を要請し、警防規定第73条の規定による現場指揮本部を設置しなければならない。

2 現場指揮本部の組織および任務は、警防規程第67条から73条の規定を準用する他、集団救急出動計画のとおりとする。ただし、消防長または署長が必要と認める場合はこの限りではない。

(応急救護所の設置と任務)

第7条 現場指揮者は傷病者の状況、および病院搬送状況等を考慮し、必要に応じて応急救護所を設置する。

応急救護所における任務、編成等は別表第1のとおりとし、「救護所」の標記を掲出する。

2 救護所隊員はトリアージタグ(平成8年7月22日消防救第152号通達)の処理、記録用紙の記入(様式第1)等必要な活動を行う。

(各活動隊の編成と任務)

第8条 救助隊は特別救助隊またはポンプ車隊、消防団員等で編成し、病院搬送隊は要綱第2条に定める編成とし、任務は各号のとおりとする。

- (1) 傷病者の救出、救護および二次災害の防止
- (2) 重篤、重傷者の救出にあつては、救急隊および医療関係者と連携を密接にして行う。
- (3) 歩行不能な傷病者は、迅速、安全に応急救護所まで担架等で搬送し、歩行可能な傷病者は介添歩行または避難誘導を行い現場指揮本部指定の場所へ収容する。
- (4) その他、現場指揮者の命令による。

(消防団の活動)

第9条 規程第64条に基づき出場し、現場指揮者の指揮下に入るものとする。

(通信および出場区分)

第10条 鯖江・丹生消防組合消防通信規程(平成8年訓令第5号)に基づき通信連絡体制の万全を図る。

(関係機関との連携)

(災害事故等の報告)

この計画は、平成26年12月1日から施行する。

応急救護所における班編成と任務

班	任務	区分	任務
活動指揮		指揮者	応急救護所全体の指揮監督および現場指揮本部との連絡。
トリアージ		救急隊	傷病者のトリアージ、医師がいる場合はその指示に従う。
応急処置		救急隊	応急救護処置、医師がいる場合はその指示に従う。
記録		救急隊	搬入傷病者の記録。
搬送		救急隊	搬送順位順による、搬送。
医療機関連絡		救急隊	医療機関との連絡。

様式第1

[illegible]

